

◆為替手数料

		当 農 協 本 店 宛			他 金 融 機 関 宛							
振 込 手 数 料	窓 口 扱	無 料			電 信 扱	1万円未満	1件につき	432円				
						1万円以上 3万円未満	1件につき	540円				
						3万円以上	1件につき	756円				
									文 書 扱	1万円未満	1件につき	324円
										1万円以上 3万円未満	1件につき	432円
										3万円以上	1件につき	648円
A T M 扱	3万円未満		108円	電 信 扱	1万円未満	1件につき	324円					
					1万円以上 3万円未満	1件につき	432円					
					3万円以上	1件につき	648円					
イ ン タ ー ネ ッ ト 扱	1万円未満	1件につき	108円	電 信 扱	1万円未満	1件につき	216円					
					1万円以上 3万円未満	1件につき	216円					
	3万円以上	1件につき	216円		3万円以上	1件につき	324円					
送金手数料			1件につき	432円		1件につき	648円					
代金取立 手数料	普通扱	1通につき	648円		普通扱	1通につき	972円					
	電信扱	1通につき	864円		電信扱	1通につき	1,080円					
その 他 の 諸 手 数 料	送金・振込の組戻料					1通につき	648円					
	取立手形組戻料					1通につき	1,080円					
	取立手形店頭提示料					1通につき	1,080円					
	(ただし、1,080円を超える実費を要する場合は、その実費とする。)											
	不渡手形返却料					1通につき	1,080円					
離島回金手数料						無 料						

◆貯金手数料

項 目		内 訳	金 額		
貯 金	当座貯金開設	一般口座	3,240円		
		マル専口座	3,240円		
	再発行	通帳・証書	1,080円		
		キャッシュカード	1,080円		
	各種証明書	残高証明書	1通	864円	
		貯金取引履歴明細(1口座毎、過去10年分まで)	当座性 1通	864円	
			定期性 1通	108円	
		貯金取引履歴明細(1口座毎、過去10年超)	当座性 1通	1年毎 216円加算	
	定期性 1通		1年毎 108円加算		
	小切手・手形用紙交付	当座小切手	50枚	2,160円	
		自己宛小切手	1枚	864円	
		約束手形	20枚	1,080円	
		為替手形	20枚	1,080円	
		専用手形	1枚	1,080円	
	振 替	定額自動送金(1件当たり・1ヶ月毎)	当組合店内振込		無料
			1万円未満	(電信扱)	432円
				(文書扱)	324円
			1万円～3万円未満	(電信扱)	540円
(文書扱)				432円	
3万円以上			(電信扱)	756円	
	(文書扱)	648円			
両 替 ※ 組合員とその家族が対象	枚数は、当組合が受取る枚数、又はお客様が受取る枚数のいずれか多い方を基準とします。	1～500枚	無料		
		501～1,000枚	216円		
		1,001枚 以上	1000枚毎、216円加算		
大量硬貨の 受入・出金	入金・出金 ※ 農家農産物の売上及び貯金残高1,000万円以上の取引先は無料とします。	1～500枚	無料		
		501～1,000枚	216円		
		1,001枚以上以上	1000枚毎、216円加算		
郵送等	郵送等の取扱い	切手、書留、速達、レターパック等の代金	依頼者に実費請求		

◆貸出手数料

項 目		内 訳	金 額	
貸 出	新規実行	不動産担保貸出のみ	10,800円	
	カードローン開設		1,080円	
	各種証明書	残高証明書	1通につき	864円
		融資証明書	1通につき	1,080円
		支払利息証明書	1通につき	無料
		住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書の再発行 (※再発行については)	1通につき (1通につき)	864円 (※864円)
		貸出取引履歴明細(1貸出毎、過去10年分まで)	1通につき	864円
	貸出取引履歴明細(1貸出毎、過去10年超)	1通につき	1年毎 216円加算	
	条件変更	以下の条件変更は除く。 ・相続によるもの ・貯金担保貸出のもの ・固定金利特約の更新	1貸出毎	1貸出毎 5,400円
	繰上返済	・平成18年4月1日以降に貸出した案件に適用 ・手形貸付及び貯金担保貸出は除く	一部繰上返済	3,240円
全額繰上返済			5,400円	
郵送等	郵送等の取扱い	切手、書留、速達、レターパック等の代金	依頼者に実費請求	

基準日

平成30年4月1日